

鹿児島工業高等専門学校学生何でも相談室規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生何でも相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第2条 相談室は、学生が持つ諸問題についての相談活動を行い、学生自身がより良い学生生活を送れるよう支援することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の諸問題に係る相談、助言及び援助に関すること。
- (2) 前号の規定に必要な各種の調査及び報告に関すること。
- (3) 専門カウンセラーとの相談に関すること。
- (4) その他前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 相談室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 相談員
- (3) スクールカウンセラー
- (4) スクールソーシャルワーカー
- (5) 相談補助員

(室長)

第5条 室長は、本校の専任教員のうちから、校長が任命する。

- 2 室長は、校長の命を受け、相談室の業務を総括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第6条 相談員は、本校の教職員、本校を退職した者並びに本校の非常勤講師及びその経験を有する者のうちから、校長が任命又は委嘱する。

- 2 相談員は、相談室の業務に従事する。
- 3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(相談補助員)

第7条 相談補助員は、本校の看護師をもって充てる。

2 相談補助員は、室長、相談員を補佐するとともに、相談室の補助的業務を処理する。

(秘密の厳守)

第8条 相談室の業務を処理するに当たっては、個人の秘密を厳守しなければならない。

(委員会)

第9条 相談室の円滑な運営を図るために、相談室委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第4条第1号、第2号（本校の教職員に限る。）及び第5号に掲げる者をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第10条 相談室及び委員会に関する事務は学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校「学生何でも相談室」規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 12 月 20 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。